

大和市告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により市道の区域を次のとおり変更し、及び同条第2項の規定により平成26年1月24日から供用を開始する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成26年1月24日

大和市長 大木 哲

路線名	旧	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
	新				
内山19号	旧	下鶴間字丁七号4375番4	下鶴間字丁七号4375番4	3.82 ~3.82	35.83
	新	下鶴間字丁七号4375番4	下鶴間字丁七号4375番4	3.82 ~4.00	35.83
南林間77号	旧	南林間七丁目3712番31	南林間七丁目3706番30	3.64 ~4.00	170.63
	新	南林間七丁目3712番31	南林間七丁目3706番30	3.64 ~4.00	170.63
下福田10号	旧	福田字甲七ノ区1610番2	福田字甲七ノ区1710番先	1.36 ~6.00	344.99
	新	福田字甲七ノ区1610番2	福田字甲七ノ区1710番先	1.36 ~6.00	344.99
下福田236号	旧	福田字甲八ノ区1867番1先	福田字甲八ノ区1872番14	1.82 ~4.50	105.69
	新	福田字甲八ノ区1867番1先	福田字甲八ノ区1872番14	1.82 ~4.50	105.69